

九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会について

平成14年4月1日に施行された改正土地改良法第1条2項において、食料・農業・農村基本法第24条を踏まえ、土地改良事業の施行にあたっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされたところです。

このような新たな展開を踏まえ、国営事業において「環境との調和への配慮」を適切に行い、自然との共生の持続性を確保するとともに客観性と透明性を確保しつつ事業の円滑な推進を図るため、環境に関する情報の収集、意見の交換を行う場として、学識経験者等から構成される「九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会」を設置しています。

この度、平成23年度の環境に係る情報協議会を平成24年度新規着工予定地区筑後川下流右岸地区の環境との調和への配慮に関する計画案について実施いたしました。その概要は、下記のとおりです。

記

1. 開催日

平成23年6月8日(水) 10:45～15:50

2. 場所

佐賀市民会館及び現地

3. 情報協議会委員

九州大学 名誉教授	中野 芳輔(座長)
佐賀県土地改良事業団体連合会 専務理事	宝蔵寺 博
環境省九州地方環境事務所 統括自然保護企画官	後藤乙夫
希少野生動植物種保存推進委員	中島 義人
NPO法人ワークショップ「いふ」 代表	星子 邦子

九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会議事概要

1. 日 時：平成23年6月8日（水） 10：45～15：50

2. 場 所：佐賀市民会館及び現地

3. 出席者：(委員)

後藤 乙夫	環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官
中島 義人	希少野生動植物種保存推進委員
中野 芳輔	九州大学名誉教授
宝蔵寺 博	佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事
星子 邦子	NPO法人ワークショップ「いふ」代表

(九州農政局国営事業環境検討委員会)

小林 祐一	農村計画部長
渡辺 巧	整備部次長
守田 隆充	農村計画部 資源課長
秋永 邦治	農村計画部 事業計画課長
大内 毅	整備部 設計課長
中村 出	整備部 水利整備課長
本田 土史広	整備部 防災課長
梶原 義範	北部九州土地改良調査管理事務所長

4. 地区名：筑後川下流右岸地区

5. 議 事：(1)現地調査について

(2)国営土地改良事業筑後川下流右岸地区「環境との調和への配慮に関する計画」(案)について

(3)その他

6. 議事の概要

(矢印以降は、農政局回答)

(1) 現地調査について

ア 事業概要

委 員：機能低下しているクリーク800kmのうち、173kmを国営事業で整備する計画だが、国と県との役割分担はどのように仕分けているのか。

→ クリークの中でも、洪水時に河川や有明海に速やかに排水するなどの重要な役割を担っている基幹的なクリークを選定し、県や市町と調整した上で縦方向の基幹的なクリークを国営事業で整備することとしている。

委 員：国営事業は、平成35年までの事業工期としているが、県営事業の工期はどのように考えているのか。

→ 県営事業も国営事業とほぼ同じ工期で実施する予定と聞いている。

委員：環境情報協議会は、平成13年度の土地改良法改正に基づいて実施されているが、県営事業でも同じような検討をされているのか。

→ 環境との調和への配慮は、土地改良法に基づく事業について適用されるので、県営事業も同じように環境との調和に配慮することとしている。

委員：近年の集中豪雨や東日本大震災を踏まえて、地震対策などを検討し計画を作成しているのか。

→ 近年の降雨傾向を踏まえて事業計画を作成している。なお、東日本大震災を踏まえた耐震設計については、公共施設全体として今後議論されていくと思うが、本事業は、法面保護によるクリークの機能低下回復を内容としており、地震対策に関わるものではない。

委員：クリークに生活排水は入るのか。

→ 市街地は下水道整備が進んでいるが、下水道整備が進んでいない地域の集落内クリークには生活排水が入っている。

イ 現地調査行程

特になし。

ウ 現地調査

【クリーク法面崩壊箇所】

委員：木柵の耐用年数は何年か。

→ 約 10 年であるが、水際で乾湿を繰り返す部分は腐食進行が早く、常時水中にある場合は腐食の進行が遅い。なお、木杭よりも横板の杉が先に腐食する。

委員：杭は比較的残りやすいかもしれないが、杭も杉なのか。

→ はっきり確認できないが、松ではないか。

委員：冬場はクリークの水位を下げるとか。

→ ハウス等の作付けがあるが、年間を通して水位はあまり変わらない。

委員：クリークは組合を作って管理をしているのか。また、水の使用料金はどの程度か。

→ 土地改良区という組織を作って管理しており、幹線水路を管理する改良区と末端水路を管理する改良区がある。

また、水の使用料金は、改良区により異なるが、幹線水路の使用料は反当たり年 400 円である。

委員：ずっと400円で水を利用できるのか。
→ クリーク整備等に要する費用は、別途必要となる。

委員：草刈りも土地改良区が行っているのか。
→ 改良区だけでは対応しきれない部分もあることから、地域住民も参加し、地元で行っている。

【県営事業でブロックマット＋石積み魚巣を整備した地点】

委員：施工年はいつか。また、小段を設置しているのはなぜか。
→ 平成21年度に施工したものである。
また、クリークの貯水機能及び洪水調節機能に余裕がある区間については、現況の断面内で、維持管理面をし易くするために小段を設置している。

委員：過去に用いられた張りブロックによる法面整備では、人がクリークに転落したら這い上がれなかったが、ブロックマット工法は、凹凸があることから這い上がりが可能であり、安全性が確保された良い工法だと思う。

委員：最近では、ホテイアオイそのものが少なくなっているようなイメージがある。
→ 昨年度の県営事業による施工において、最初にホテイアオイ及び水路内雑物処理を行っていることが影響していると思われる。

委員：工事の中で親水エリアは作らないのか。
→ 環境との調和への配慮に関する計画に、石積み階段工等を位置づけている。

委員：石積護岸工は転々と配置する予定か。
→ 利用する住民との話し合いを踏まえて設置する予定である。

(2) 国営土地改良事業筑後川下流右岸地区「環境との調和への配慮に関する計画(案)」について

委員：本地区の環境調査は、いつ頃実施したのか。
→ 環境調査は、平成11年度から平成21年度に実施された既存調査結果を参考に整理したうえで、補足調査を平成22年度に実施し、「環境調査図」をまとめた。

委員：平成18年に「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」が策定されているが、今回の計画は指針に基づいて作成しているのか。
→ 当指針に基づいて作成している。

委員：これからの課題に環境教育等について記載があったが、これから行っていくということか。

→ 「環境との調和への配慮に関する計画（案）」は、地域の取組を熟知している学識経験者等で構成する地元協議会の委員の意見を踏まえて検討したもので、事業実施の段階においても地元協議会と連携しながら環境教育等に取り組んで行くこととしている。

委員：目標種、注目種は、環境省のレッドデータブックと佐賀県のレッドリストのカテゴリーからピックアップしたのか。

→ 目標種、注目種は、環境省のレッドデータブック、佐賀県のレッドリスト及び地元協議会の専門家の意見を踏まえて選定した。

委員：クリークを中心とした田園空間の維持には、農地（緑）と水路（水質）の維持管理が必要であることから、小段を設けるなど地域が管理しやすい整備をお願いしたい。

また、施工中の濁水処理は、どのようなことをするのか。

→ クリークの貯留機能や洪水調整機能に影響を与えずかつ、用地に余裕がある箇所については、小段の設置を検討していくこととしている。

また、画一的な整備を行うのではなく、費用負担や維持管理費及び地元の実情を考慮したうえで整備を行うこととしている。

なお、工事施工中は、炭酸ガスを用いた中和処理を行い水質への影響を抑える。

委員：国営クリークには、ゲンジホタル等は生息していないのか。ホタルの生息には、水中のカルシウム分が影響するので、年1回程度は調査をして欲しい。費用が安いパックテスト調査がある。

→ 本事業の整備対象クリークでは、ホタル及びカワニナは確認されていない。また、地域内の代表的な8地点で農業用水基準に定められた水質調査を行う計画としているが、カルシウム調査は予定していないので今後検討する。

委員：本地域には、多くの絶滅危惧種が生息しているので、在来種の保護は重要であるが、在来種を保護するためにも外来種対策をお願いしたい。

→ 特定外来種は「外来生物法」の規定に基づき、工事施工時に確認した場合は駆除に努めることとしており、パンフレット等を作成して、工事関係者に特定外来種を周知させることとしている。

委員：事業実施後も環境に配慮した管理が必要であることから、市町の広報に活動の取り組みを掲載してもらおうなど、地域の人が活動に参加できるようなシステムを作っていくべきである。

→ 農地・水・環境保全向上対策の中に環境に対する取り組みが位置付けられていることから事業を契機に対応していきたい。

- 委員：佐賀平野は、グリーンツーリズムや環境教育に取り組んでいるNPO法人が沢山あるので、このような組織と連携してこの事業をアピールしていくべきである。
→ 地元の環境情報協議会と連携しながら事業実施中も取り組んでいきたい。
- 委員：施設の維持管理には、地域の住民の協力が必要であり、住民の協力がなければ成果をあげることはできないので、成果発表などによる取組体制の整備や、環境との調和への配慮の取組を一般の者に周知するなどして、将来に向けた管理体制を整備していくべきである。
→ 国営事業だけではなく、すべての土地改良事業が環境の配慮に取り組んでいることを地域に知ってもらうことが必要なので、今後も積極的に周知を図りたい。
- 委員：広大な受益地をもつ土地改良区が環境学習等に取り組むためには、施設の維持管理の軽減を図り、活動に取り組む時間を生み出す必要がある。
- 委員：環境配慮への取組には地元の方々の理解と協力が必要である。特に将来を担う子どもたちの環境教育などへの参加は、理解者を育てる意味でも大切なことである。
資料にある葦や蓮の植栽に当たっては、これらは根茎で増殖することから、これを防ぐ工法を採らなければ、後々繁殖域を拡げるなど大変なことになりかねない。
捨て石の魚巢施工例があるが、魚類の生息環境を考えれば、もっと工夫の余地があるのではないか。
- 委員：景観や魚類の生息場所を考慮して、通水機能に負担がかからない程度に木陰を作る整備は出来ないか。
また、ブロックマットによる法面の整備は、地震で崩れることはないと思うが、地震による影響についても調査して欲しい。
- 委員：本事業を実施することにより、どのような効果があるのか、例えば、ブロックマット工法により生態系が改善されるというような具体的な効果はあるのか。
- 委員：全体的に除草剤を使用するところは増えてきているのか。また、農産物への影響はないのか。
→ 農地・水・環境保全向上対策に取り組む組織の中には管理方針を出しているところもあるが、具体的な実績はわからない。
また、除草剤は栽培管理に使わないので、影響はないと考えている。
- 委員：除草剤は、根まで枯らして水路法面の崩壊を助長するため使用者は減っている。

委員：佐賀県産の間伐材を使用できる場所は活用してほしい。

委員：各委員からいろいろな提言があったが、これら意見をすべての水路で実現することは難しい。水路ごとの環境に合った環境配慮を施すことによって、環境に配慮していることをアピールすることはどうか。

委員：各委員の意見の概略は、

- ①環境との調和への配慮の取り組みについての広報を推進すべき。
- ②将来に向けて地域活動の推進体制を作り、実現に移していくべき。
- ③管理しやすい構造でクリークを整備してほしい。
- ④水質調査を継続し、生態系に関わるものがあれば調査項目に追加してほしい。
- ⑤具体の外来種対策の検討。
- ⑥地震による安定についても調査してほしい。
- ⑦できれば、水面に木陰がある空間の整備がほしい。
- ⑧本事業でどのような水質浄化機能があるかといった点をアピールする。

等であった。

以上